

江東区協働推進中間支援組織
（仮称）市民活動推進センター
のあり方について（意見まとめ）

平成26年1月

江東区協働推進検討委員会

目 次

1. はじめに	1
2. 検討の筋道	3
3. (仮称) 市民活動推進センターの機能について	5
(1) (仮称) 市民活動推進センターに整備すべき機能	5
(2) その他 (今後の展開)	6
4. (仮称) 市民活動推進センター 運営主体について	7
(1) 運営主体別評価について	7
(2) 各評価結果について	9
(3) 結論	10
5. 今後の課題、スケジュール等について	11
(1) (仮称) 市民活動推進センター開設に向けての課題等について	11
(2) (仮称) 市民活動推進センターの設置スケジュールについて	12
 付録資料	
平成25年度江東区協働推進検討委員会 名簿	13
(仮称) 市民活動推進センター 運営主体について 【委員意見抜粋】	14

1. はじめに

江東区は、南部地域を中心とした人口増加を背景に、活力ある発展を続け、高い定住意向を維持しています。区の発展に伴い区民要望・ニーズも多様化し、多種多様なサービスの提供が望まれています。しかしながら、多様化する地域課題を行政だけで解決することは財政面、また人的な面からも限界があり、市民活動団体との協働の必要性が年々高まってきています。本区は基本構想の中で、区の将来像を「みんなでつくる伝統、未来 水彩都市・江東」と定め、市民活動団体との「協働」を積極的に推進しています。また、平成23年3月に発生した東日本大震災では、行政だけではなく、ボランティアを始めとした市民活動団体との「協働」の重要性があらためて認識されることとなりました。

このような状況下において、市民活動団体の活動を支援し活性化するため、団体と企業、行政の仲介役となる中間支援組織を整備する必要性が高まっています。平成22年3月に策定した「江東区における区民協働推進に関する基本的考え方」においても、その必要性について明記しています。

以上の状況から、江東区では平成23年度より中間支援組織の整備について検討を開始いたしました。

平成23年度は、全庁的に協働を推進する組織として設置された江東区協働推進検討委員会幹事会を開催し、江東区における「中間支援組織」の要否について検討を行いました。当会は、幹事である区の職員その他、市民活動団体から同程度の人数で会議を構成するとともに、「中間支援組織検討会」と位置づけ、検討を行いました。

結論として、中間支援組織〔(仮称)市民活動推進センター(以下、「推進センター」とします)〕は区に必要であるとの中間報告をまとめました。

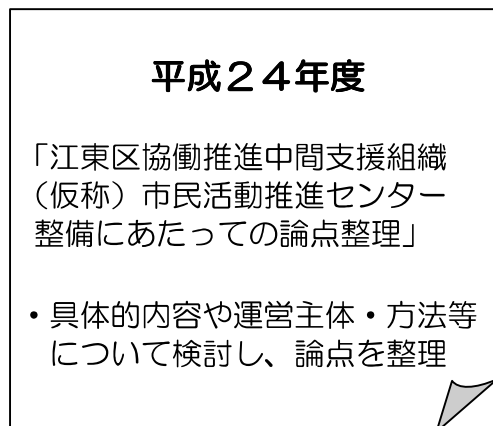
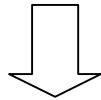
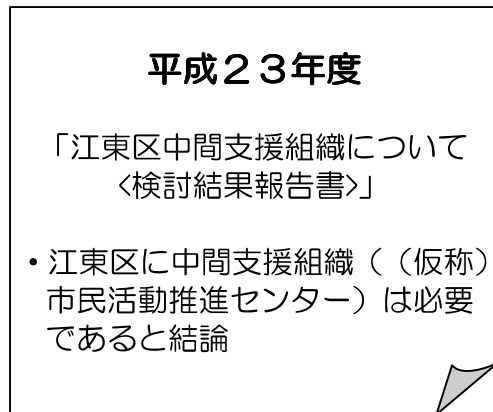
平成24年度は、上記の検討会のメンバーに、学識経験者や公募による区民の方を加えた、新たな検討組織として「江東区協働推進中間支援組織検討委員会」を立ち上げ、昨年度の中間報告を踏まえ、機能等についてより絞り込んだ検討を行いました。推進センターの理念、目的、および役割、必要な機能や運営主体について、「江東区協働推進中間支援組織(仮称)市民活動推進センター整備にあたっての論点整理」として、最終的な取りまとめを行いました。

その結果、今後は推進センターの具体的な整備を実現していくために、「江東区長期計画」の後期計画への反映等、行政計画の中に推進センターの整備方針を位置づけていくこととしました。

平成２５年度は、庁内の検討組織である「江東区協働推進検討委員会」に検討の場を移し、推進センターの整備を全庁的な課題と位置づけるとともに、推進センター開設の準備に入る前に、その前提となる、中間支援組織検討委員会において論点整理された事項である当センターが備えるべき機能および運営主体について具体化するための検討を行いました。

その結果を「江東区協働推進中間支援組織（仮称）市民活動推進センターのあり方について（意見まとめ）」として、ここにとりまとめ、ご報告いたします。

2. 検討の筋道



◆会議体

「江東区協働推進検討委員会幹事会（中間支援組織検討会）」【構成】区職員8名、江東区区民協働推進会議1名、NPO法人2名、ボランティア連絡会2名、江東ボランティア・センター1名

◆実施状況

4回開催（ワークショップおよび葛飾区市民活動支援センター視察を含む。）

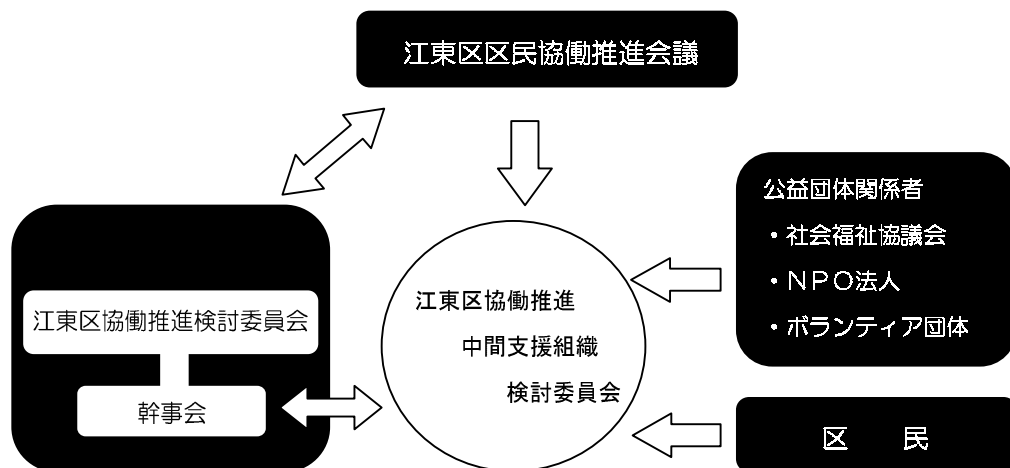
◆会議体

「江東区協働推進中間支援組織検討委員会」【構成】江東区区民協働推進会議2名（学識経験者含む）、公募区民2名、NPO法人2名、ボランティア連絡会2名、江東ボランティア・センター1名、区職員6名

◆実施状況

6回開催。その他、先進自治体の視察（大田区協働支援施設、調布市市民活動支援センター）や区内NPO法人へのアンケートを実施

◆平成24年度における検討体制（イメージ）





平成25年度

「江東区協働推進中間支援組織（仮称）市民活動推進センターのあり方について（意見まとめ）」

- ・区の長期計画に反映するべく、設置すべき機能や運営主体等について具体的に検討

◆会議体

「江東区協働推進検討委員会」

【構成】区職員13名

◆実施状況

4回開催

参考 平成25年度 江東区協働推進検討委員会 開催日程
 （「江東区協働推進中間支援組織（仮称）市民活動推進センターのあり方について」の検討内容）

回	日 程	内 容
第1回	平成25年5月29日（水）	これまでの検討状況および今年度の検討項目について
第2回	平成25年10月24日（木）	運営主体および機能について
第3回	平成25年12月18日（水）	報告書（案）について
第4回	平成26年 1月17日（金）	報告書（案）について



平成26年度～

「5. 今後の課題、スケジュール等について」参照（P11～12）

- ・江東区長期計画（後期）の中で、推進センター開設までをスケジュール化

◆会議体

「（仮称）開設準備委員会」の設置

【構成】未定

3.（仮称）市民活動推進センターの機能について

（１）（仮称）市民活動推進センターに整備すべき機能

平成２４年度にとりまとめました「江東区協働推進中間支援組織（仮称）市民活動推進センター整備にあたっての論点整理」（以下、「論点整理」とします。）において、推進センターに必要とされる５つの基本的機能を情報提供・相談、人材育成・研修・啓発、コーディネート、調査・研究、設備・機材・資金、と整理しました。推進センターを設置するにあたり、優先的に整備すべき、具体的な標準的機能は次のとおりであると考えます。

①市民活動に関する情報の集約・発信

区内外の市民活動団体の状況やイベント情報、各種助成金やセミナーの案内等、市民活動団体の活動に有益な情報を集約し提供する。

②市民活動団体間の交流機会の創出

市民活動団体同士の交流、連携の機会を提供する。

③市民活動団体と行政との連携・協働のコーディネート

区民および市民活動団体と行政とのパイプ役を担う。

④市民活動団体と企業・事業者（CSR）とのコーディネート

区民**および**市民活動団体と企業とのマッチングを行う。

⑤会議室等の貸出し

区民および市民活動団体が活動できる会議室やオープンスペース等の場を提供する。

⑥助成金等に関する支援・補助

市民活動団体の活動に必要な助成金等に関する支援を行う。

①～⑥の機能を優先的に整備すべき「標準的機能」とした理由としては、平成２４年度に区内ＮＰＯ法人を対象に実施した「区民協働推進に関するアンケート調査」において、推進センターに必要と考える機能の上位項目に①～⑥の項目があげられたこと、および運営主体によっては、上記の機能が既に備わっている場合もあり、財政面や人材面等について比較的容易に無駄なく、推進センター開設へと繋げていくことができると考えたためです。

(2) その他（今後の展開）

(1) の①～⑥以外の機能である調査・研究機能（市民活動団体の活動や、地域課題等についての調査・研究機能）等の整備については、今後、推進センター開設に向け運営主体と実際に協議していく中で、あらためて検討していくことも必要であると考えます。

備考：「中間支援組織に期待する機能」について

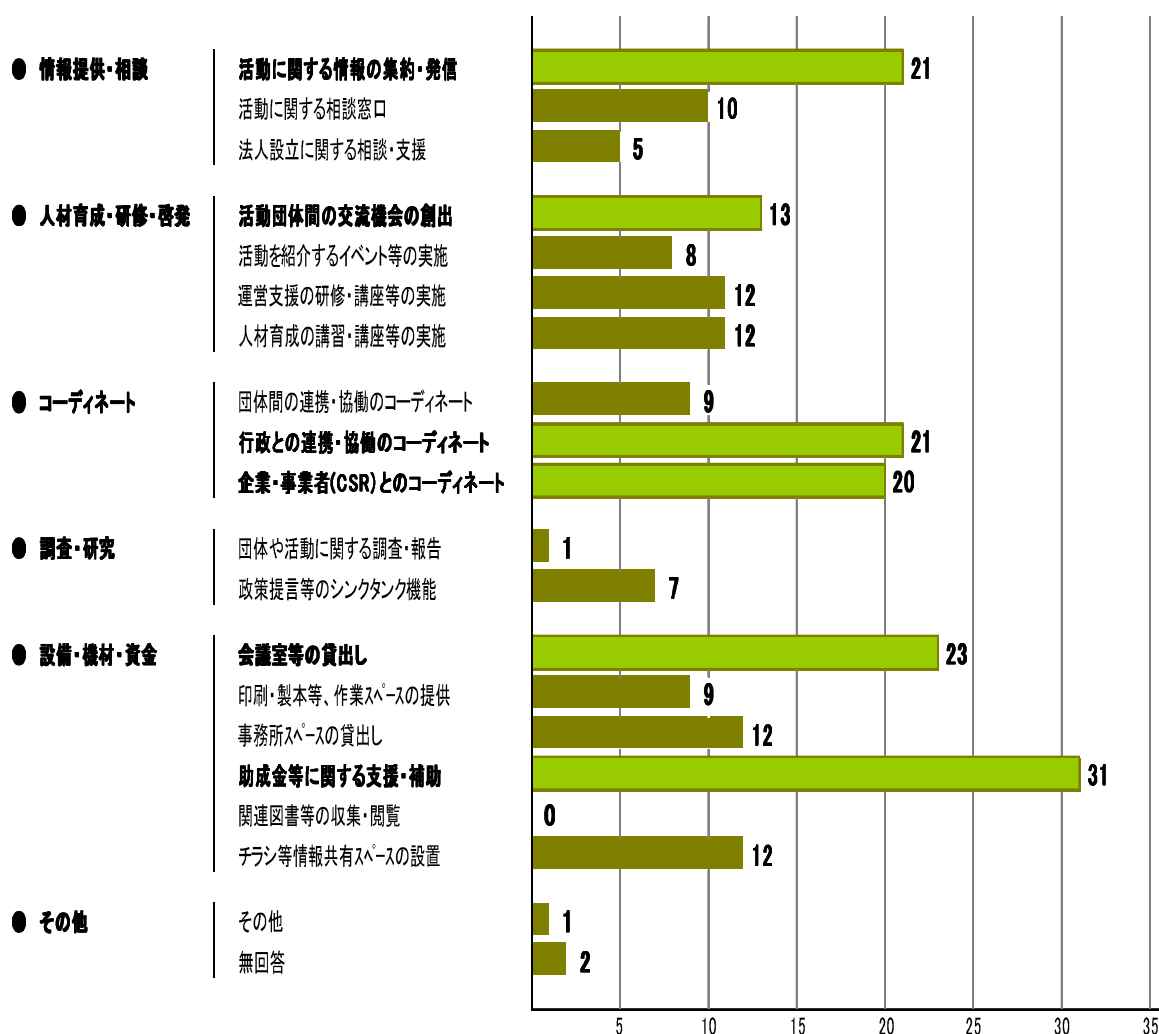
■ 「中間支援組織に期待する機能」

区民協働推進に関するアンケート調査より

調査期間：平成24年8月30日～9月7日

調査対象：区内に主たる事務所の届け出のあるNPO法人170団体 有効対象：152団体

回答：58団体 回答率：38.2%



4.（仮称）市民活動推進センター 運営主体について

（１）運営主体別評価について

「論点整理」において、（仮称）市民活動推進センターの運営主体の選択肢として「江東区社会福祉協議会」「区内NPO法人」「その他公益法人（公益財団法人 文化コミュニティ財団等）」の3つについて上げられましたが、今回、その3つの運営主体について、①推進センターに必要とされる機能面（※１）、②推進センターの運営主体に求められる機能面（※２）の観点から評価を行いました。

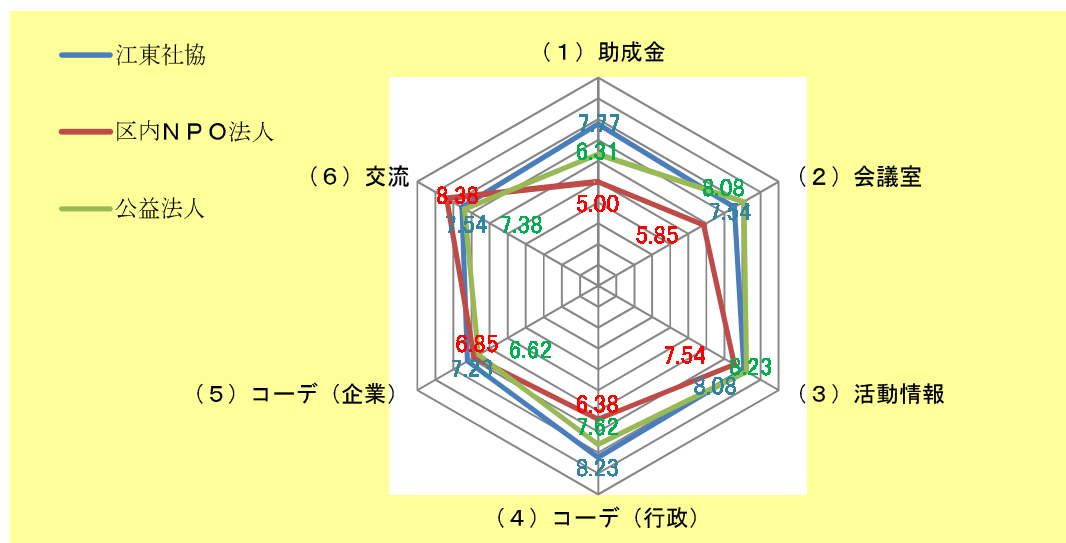
※１ P5①～⑥

※２ 推進センターを運営する事務局体制、独自の資金調達、区内の市民活動状況等の理解、中立的かどうか（論点整理より）

評価の結果、図１－１～２、図２－１～２のとおりとなりました。

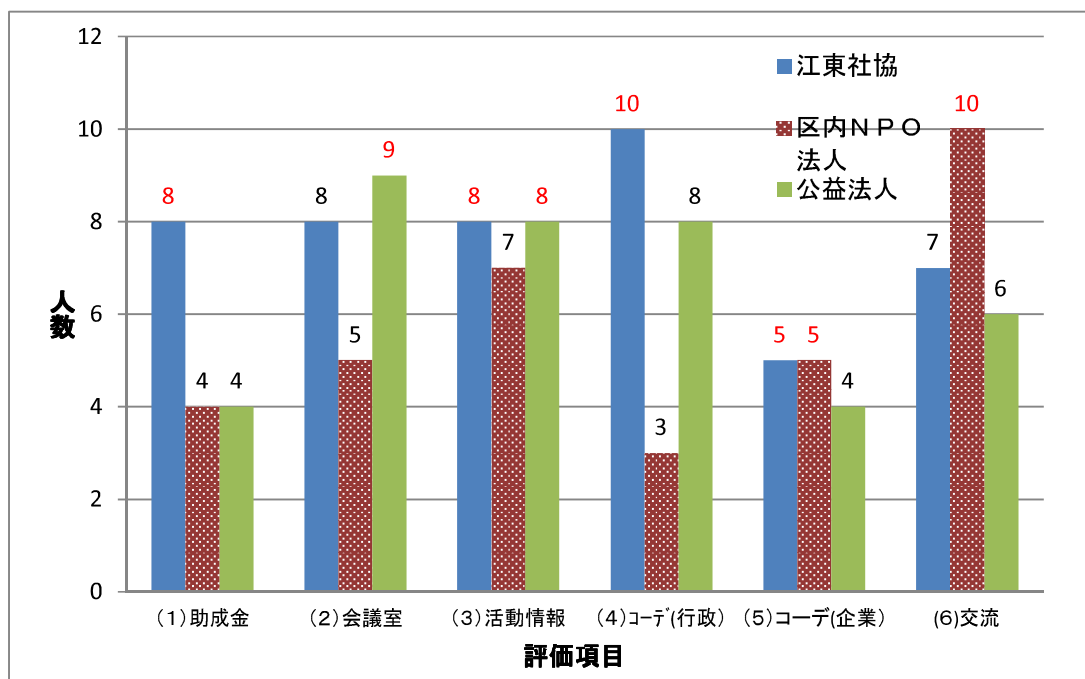
①（仮称）市民活動推進センターに必要とされる機能面からの評価

■図１－１ 各項目平均点



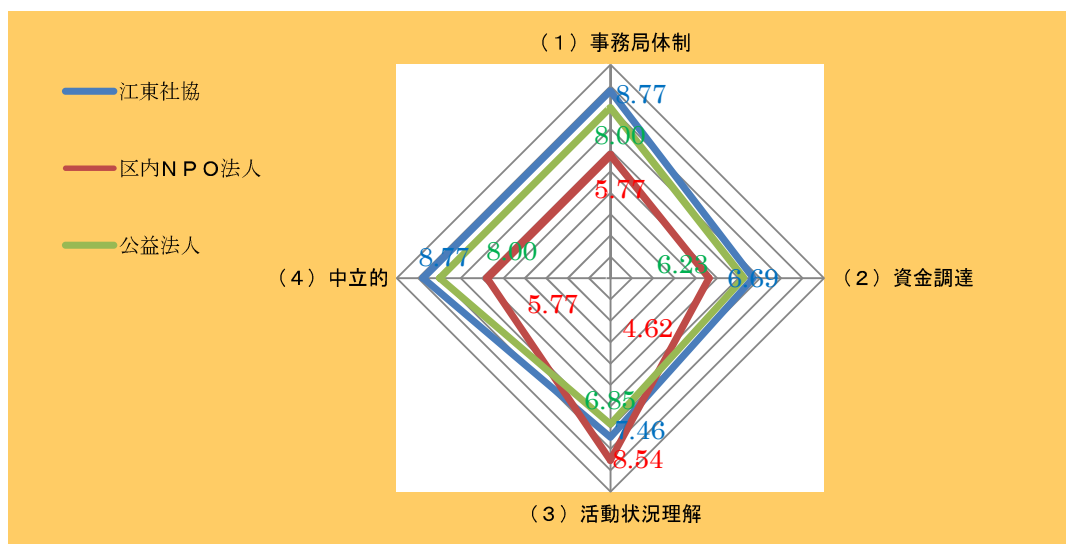
	(1)助成金	(2)会議室	(3)活動情報	(4)コーデ (行政)	(5)コーデ (企業)	(6)交流
江東社協	7.77	7.54	8.08	8.23	7.23	7.54
区内NPO法人	5.00	5.85	7.54	6.38	6.85	8.38
公益法人	6.31	8.08	8.23	7.62	6.62	7.38

■図 1－2 委員（13名）のうち、各項目で8点以上の評価をつけた人数



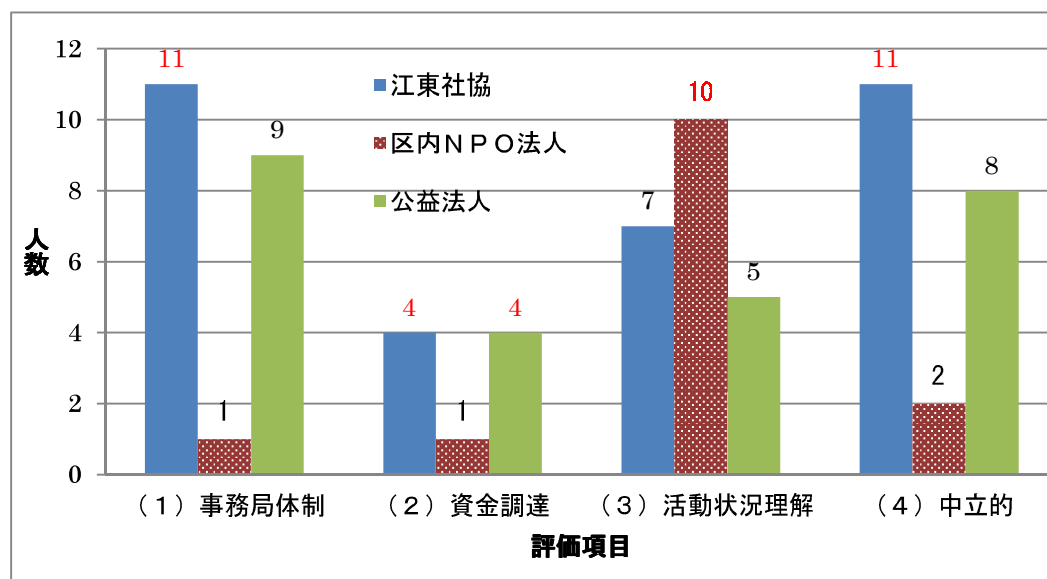
②（仮称）市民活動推進センター運営主体に求められる機能面からの評価

■図 2－1 各項目平均点



	(1)事務局体制	(2)資金調達	(3)活動状況理解	(4)中立的
江東社協	8.77	6.69	7.46	8.77
区内NPO法人	5.77	4.62	8.54	5.77
公益法人	8.00	6.23	6.85	8.00

■図 2－2 委員（13名）のうち、各項目で8点以上の評価をつけた人数



参照：江東区協働推進委員による（１）～（４）の機能についての重要度（順位付け）結果

第１位：「事務局体制」 第２位：「市民活動状況等理解」
 第３位：「独自の資金調達」 第４位：「中立的かどうか」

（２）各評価結果について

①（仮称）市民活動推進センターに必要な機能面からの評価

評価を平均値で見た場合、6項目のうち、助成金等に関する支援、行政との連携・協働のコーディネート、企業と・事業者（CSR）とのコーディネートの3つの項目について、江東区社会福祉協議会が高い評価を得ました。また、区内NPO法人は、市民活動団体間の交流機会の創出において、区内公益法人（公益財団法人 江東区文化コミュニティ財団等）は、会議室等の貸出し、活動に関する情報の集約・発信の2つの項目において、高い評価を得る結果となりました。

図 1－1 のグラフでは、江東区社会福祉協議会が6項目について、全て7点以上の評価を得ており、比較的高いレベルでバランスの取れた評価となっています。

また、8点以上の高評価をつけた人数の割合（図 1－2）では、3つの運営主体のうち江東区社会福祉協議会は、6項目のうち4項目において、高い評価を得る結果となりました。

②運営主体に求められる機能面からの評価

評価の平均値では、運営主体に求められる機能4項目のうち、最も重要な項目とされた「事務局体制」を含む3項目において、江東区社会福祉協議会が最も高い評価を得る結果となりました（図2-1）。

また、各項目における8点以上の高評価をつけた人数の割合でも、区内NPO法人、区内公益法人（公益財団法人 江東区文化コミュニティ財団等）と比べ江東区社会福祉協議会は全4項目中3項目で比較的高いレベルの評価を得ております（図2-2）。

（3）結論

（仮称）市民活動推進センターの運営主体については、「江東区社会福祉協議会」、「その他公益法人（公益財団法人 江東区文化コミュニティ財団等）」、「区内NPO法人」の順での評価となりました。「江東区社会福祉協議会」とは今後十分な協議が必要であること、「区内NPO法人」「その他公益法人（公益財団法人 江東区文化コミュニティ財団等）」について、特定の団体を想定していないことを踏まえたうえで、本委員会では、運営主体別評価の結果のとおり、（仮称）市民活動推進センターの運営主体は「江東区社会福祉協議会」が適切であると考えます。

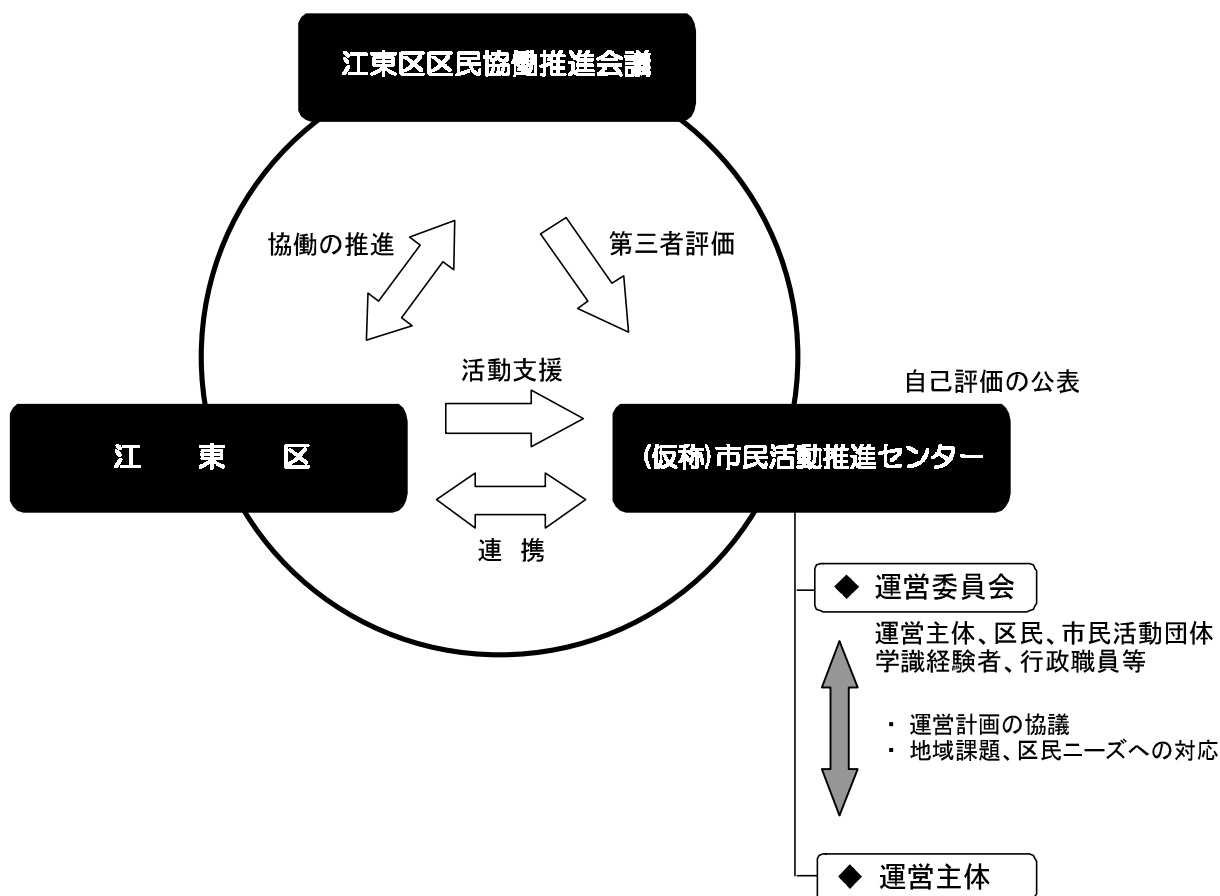
5. 今後の課題、スケジュール等について

(1) (仮称) 市民活動推進センター開設に向けての課題等について

推進センターの開設場所、運営体制および評価体制等については、今後推進センター開設に向けた協議に入っていく中で、具体的に検討していく必要があります。

推進センターの開設にあたっては、江東区社会福祉協議会が運営する江東ボランティア・センターとの連携を含め、運営に係る要件について、江東区社会福祉協議会との十分な協議を行う必要があります。そのうえで、開設場所、運営体制および評価体制等について具体的に検討を行い、円滑な運営に向けた準備をしていくことが求められます。

◆運営体制図(イメージ)：「江東区協働推進中間支援組織(仮称)市民活動推進センター整備にあたっての論点整理」より



(2) (仮称) 市民活動推進センターの設置スケジュールについて

今後は江東区長期計画（後期：平成27年度～平成31年度）の中で、推進センター開設までをスケジュール化したいと考えます。

- ①長期計画に組み入れるべく優先的に整備されるべきと考える6つの標準的機能を基に、施設の規模や運営方法、さらに設置場所について精査していくとともに、推進センター開設に向け、江東区社会福祉協議会と推進センターの整備に向けた認識を共有するなかで、推進センター運営の詳細を検討する必要があります。
- ②開設に向け、具体的・実地的な検討に移る際には、あらたに「開設準備委員会」を設置すること、本委員会は区民と行政が協働して取り組むメンバー構成とし準備に取り組んでいくことが必要であると考えます。

スケジュール（案）イメージ

開設場所等	(社協との合意形成等)	空き施設等検討	開設準備	開設
運営体制等の整備		(仮称) 開設準備委員会設置・開催	運営委員会等設置	開設

平成25年度江東区協働推進検討委員会 名簿

1	委員長	地域振興部	部長	鈴木 信幸
2	副委員長		区民協働推進担当課長 (兼務 地域振興課長)	杉村 勝利
3	委員	政策経営部	企画課長	長島 英明
4		総務部	総務課長	石川 直昭
5		区民部	区民課長	速水 俊成
6		福祉部	福祉課長	山岸 了
7		生活支援部	医療保険課長	竹内 一成
8		健康部（保健所）	健康推進課長	中村 保夫
9		こども未来部	こども政策課長	林 英彦
10		環境清掃部	温暖化対策課長	成田 勇臣
11		都市整備部	都市計画課長	小川 和久
12		土木部	管理課長	長尾 潔
13		教育委員会事務局	庶務課長	鈴木 亨

(仮称)市民活動推進センター 運営主体について 【委員意見抜粋】

1. 推進センターに必要とされる機能面からの評価

(1)助成金	・安定的な運営を担保するためには、一定の補助金は不可避であろう。江東区社会福祉協議会の活用も大きな選択肢であると思うが、出来れば複数の団体による共同運営が望ましいのではないかと考える。 ・江東区社会福祉協議会、公益財団法人 文化コミュニティ財団(以下「文化コミュニティ財団」という。)は、区とのかかわりが深く、信頼ができる。また、江東区社会福祉協議会は、ボランティア団体に対する支援・補助の実績があり、信頼性が高い。 ・いずれも十分可能だと思うが、江東区社会福祉協議会や公益財団法人は安心して任せることができる。 ・助成金の財源確保が不明である。 江東区社会福祉協議会には団体に対する支援・補助する仕組みはあるが、定款との整合性の検討が必要である。区内NPO法人についてはその収入がよくわからないが、厳しいと判断した。 ・運営には助成金が不可欠だが、額の算出にあたっては十分な検討が必要である。
(2)会議室の貸出	・会議室を持っている文化コミュニティ財団が最もふさわしい。 ・当初に公設で設置してあげれば特に団体による違いはないと思う。 ・会議室の貸し出しは文化コミュニティ財団の本務であり、江東区社会福祉協議会も一部行っている。区内NPO法人も仕組みができれば比較的容易に実施可能であると考ええる。 ・区が区の事業として借りるなどの形式をとるのであれば、運営主体は問わない。

(3)情報の集約・発信	・情報の集約・発信については、区内NPO法人の活躍が期待できる。 ・江東区社会福祉協議会や公益財団法人は、広報誌やホームページといった既存の広報媒体を有しているので、活動情報の発信は区内NPO法人に比べて有利である。 ・情報集約・発信は文化コミュニティ財団の本務、江東区社会福祉協議会は社協だより、ボラセンだよりを月1回発行している。区内NPO法人は不明だが、情報集約・発信能力として各団体間の力量の差が大きいと考える。 ・区内NPO法人によっては、発信力が弱いため区の十分な支援が必要となる。
(4)コーディネート(行政)	・区内NPO法人については評価が困難である。 ・行政との連携については、江東区社会福祉協議会や公益財団法人に過去の蓄積があり、安心して任せられる。協働のコーディネートについては、いずれの団体も未知数である。 ・文化コミュニティ財団は指定管理者、江東区社会福祉協議会は補助金交付団体で既に連携しているので、連携・協働は容易。区内NPO法人は連携の仕組みを作るところからだが、それが出来れば可能であると考ええる。 ・区内NPO法人については、個別の団体を評価する材料が不十分である。
(5)コーディネート(企業)	・差異はないと考える。 ・江東区社会福祉協議会は福祉関係者が中心、区内NPO法人、文化コミュニティ財団は多分野との関わりが可能であると考ええる。 ・企業・事業者とのとのコーディネートは、多様な経験を有する区内NPO法人のメンバーの活躍が期待できる。 ・この分野で実績をあげている区内NPO法人もあるが、全体的には疑問符が生じる。
(6)交流機会	・区内NPO法人が得意な分野であると考ええる。 ・江東区社会福祉協議会は福祉関係者が中心、区内NPO法人、文化コミュニティ財団は多分野との関わりが可能である。 ・それぞれ得意分野はあるが、交流機会の創出は可能である。

2. 推進センターの運営主体に求められる機能面からの評価

(1)事務局体制	・事務局の体制整備については、江東区社会福祉協議会や公益財団法人に一日の長がある。 ・江東区社会福祉協議会、文化コミュニティ財団は既存の機能に付加すれば比較的容易。区内NPO法人については不明だが、可能であるとする。 ・区内NPO法人の場合は、中間組織立ち上げ後相当の期間でフォローが必要である。
(2)資金調達	・文化コミュニティ財団は、多くの施設を管理し、多様な事業展開しているのが有利である。 ・中間支援組織が独自に資金調達を行う手段は限られると考えられる。
(3)活動状況理解	・江東区社会福祉協議会は福祉が中心である。
(4)中立的かどうか	・中立性については、区と密接な関係にある江東区社会福祉協議会、文化コミュニティ財団の信頼度が高い。 ・区内NPO法人の中立性は判断が困難である。 ・江東区社会福祉協議会や公益財団法人は中立的である。 ・それぞれの法人格による。 ・区内NPO法人に関しては、個々の団体で差異があると考えられる。